

## ②「桜馬場公園地貸渡根帳 四」(22件)

番号	名称	備考
表紙	桜馬場公園地貸渡根帳 四	<p>〔表紙について〕 「第壹種／永年保存」と朱色の印が押されている。題名の下に「四」(墨字)の貼紙がある。「第四号」(墨字)と貼紙がある。</p> <p>〔資料について〕 罫紙綴。墨付21丁。縦28.0cm×横20.4cm。 明治36(1903)4(記述は同41年までである)。 高岡市役所農商務係作成。 桜馬場公園の土地の貸渡の許可や借地料について、高岡市役所農商務係がまとめたものと考えられる。高岡市役所が借地人に土地を貸し、借地人は高岡市役所に2回に分けて借地料を払う。 長期と短期に分かれている。インデックスが付けられている。高岡市役所の罫紙。</p>
1	明治三十六年桜馬場公園借地料 記	目次のようなもの。 番号、1ヶ年総額(1年間の借地料)、上半期分(上半期に支払う分)、下半期分(下半期に支払う分)、借地人氏名が書かれている。大坪庄三郎他17名、書かれている。
2	(大坪庄三郎の借地料について)	大坪庄三郎の住所は、高岡市一番町27番地。 大坪庄三郎に、桜馬場2坪8合の土地を貸す。 1ヶ年の料金は56銭。前半期28銭、後半期28銭。 年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。 証人は、大坪竹次郎。 M36.4.17付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。 長期。第1号。
3	(井戸直次郎の借地料について)	井戸直次郎の住所は、高岡市旧旅屋門前66番地。 井戸直次郎に、桜馬場2坪2才の土地を貸す。 1ヶ年の料金は40銭4厘。前半期20銭4厘、後半期20銭。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、笠間清四郎。 M36.5.29付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。M38年度以降は、前半期、後半期ともに、借地人から20銭4厘が支払われている。 長期。第2号。
4	(作道兵五郎の借地料について)	作道兵五郎の住所は、高岡市宮脇町917番地。 作道兵五郎に、桜馬場2坪2合の土地を貸した。 1ヶ年の料金は44銭。前半期22銭、後半期22銭。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、小竹源太郎。 M36.5.29付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。 長期。第3号。
5	(佐野佐吉の借地料について)	佐野佐吉の住所は、高岡市上川原町45番地。 佐野佐吉に、桜馬場2坪9合5勺5才の土地を貸した。 1ヶ年の料金は59銭1厘。前半期29銭6厘、後半期29銭5厘。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、釣谷又右エ門。 M36.4.27付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。M38年度以降、前半期、後半期ともに、29銭6厘支払われている。 長期。第4号。
6	(谷野善吉の借地料について)	谷野善吉の住所は、射水郡下関村大字下関村409番地。 谷野善吉に、桜馬、2坪5合4勺5才の土地を貸した。 1ヶ年の料金は50銭9厘。前半期25銭5厘、後半期25銭4厘。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、吉野富次郎。 M36.5.29付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。M38年度以降、前半期、後半期ともに、25銭5厘支払われている。 長期。第5号。

7	(宮野藤兵衛の借地料について)	<p>宮野藤兵衛の住所は、東砺波郡栴檀野村大字増山新村951番地。 宮野藤兵衛に、桜馬場7坪3合7勺5才の土地を貸した。M40.4に4坪4合1勺が返され、3坪9合6勺5才の土地を引き続き貸した。 1ヶ年の料金は、返上前は1円47銭5厘(前半期73銭8厘、後半期73銭7厘)、返上後は59銭4厘(前半期、後半期ともに29銭7厘)。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、宮井克口。 M36.3.27付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。 返上前のM38・39年度は、前・後半期ともに、73銭8厘支払われている。 変更が多かったためか、訂正が多く書き込まれている。 長期。第6号。</p>
8	(延対寺みよ外2名の借地料について)	<p>延対寺みよの住所は、高岡市宮脇町1023番地。 延対寺みよ外2名に、桜馬場8坪7勺5才の土地を貸した。 1ヶ年の料金は1円61銭7厘。前半期80銭8厘、後半期80銭9厘。 年期は、M36.4からM41.3まで5ヶ年。 証人は、中野清助。 M36.5.29付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。M38年度以降は、前半期、後半期ともに、80銭8厘が支払われている。 長期。第7号。</p>
9	(永沢宗一郎の借地料について)	<p>永沢宗一郎の住所は、射水郡下関村大字下関村437番地。 永沢宗一郎に、M39下半年以降、桜馬場に4坪2合の土地を貸した。それ以前は、2坪7合貸していた。 1ヶ年の料金は84銭。前・後半期ともに42銭。土地が増え、増額する前は54銭(前・後半期ともに27銭)。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、秋元紋四郎。 M36.5.29付で許可。印あり。 M35年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入とある。印あり。M35年度は書き間違いか？ M39年度前半期まで27銭、M39年度後半期は42銭、M40年度以降は、前・後半期ともに、34銭5厘支払われている。 長期。第8号。</p>
10	(浅井さとの借地料について)	<p>浅井さとの住所は、射水郡下関村大字下関村445番地。 浅井さとに、桜馬場2坪7合の土地を貸した。 1ヶ年の料金は54銭。前半期27銭、後半期27銭。 年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。 証人は、中野清助。 M36.5.18付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入あるいは、入、領収とある。印あり。 長期。第9号。</p>
11	(中野清助の借地料について)	<p>中野清助の住所は、高岡市宮脇町1020番地。 中野清助に、桜馬場6坪6合の土地を貸した。 1ヶ年の料金は1円32銭。前半期66銭、後半期66銭。 年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。 証人は、延対寺みよ。 M36.5.25付で許可。印あり。 M36年度からM41年度までの前半期分、後半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などとある。印あり。 長期。第10号。 また、桜馬場の別の土地3坪7合5勺も貸していた。 1ヶ年の料金は75銭。 しかし、M36からM42.3.31までの6年の使用料が延滞しているため、6年分の使用料4円50銭を借地人より徴収し、M43.1.12に納入した。このことは新帳に記入してあるとある。</p>

12	(青木長太郎の借地料について)	<p>青木長太郎の住所は、高岡市旧旅屋門前66番地。  青木長太郎に、桜馬場2坪8合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は56銭。前半期28銭、後半期28銭。  年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。  証人は、杉本吉平。  M36.6.12に許可。印あり。  M36年度からM38年度上半期までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。  市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に入などと書かれている。印あり。  長期。第11号。  M38.9.15付で、借地人は土地を返上している。そして新たに、三村幸太郎に借地の許可を出したと記されている。  文書全体に斜線が引かれている。2-18参照。</p>
13	(上田次吉の借地料について)	<p>上田次吉の住所は、高岡市新横町口1041番地。  上田次吉に、桜馬場2坪3合9勺5才の土地を貸した。  1ヶ年の料金は47銭9厘。前半期24銭、後半期23銭9厘。  年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。  証人は、釣谷栄吉。  M36.6.12許可。  M36年度からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。M38年度以降は、上半期ととも、24銭支払われている。  長期。第12号。</p>
14	(荒野栄次郎外1名の借地料について)	<p>荒野栄次郎の住所は、高岡市宮脇町1019番地。外1名いる。  荒野栄次郎に、桜馬場8坪2合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は1円64銭。前半期82銭、後半期82銭。  年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。  証人は、中野清助。  M36.6.12許可。  M36年度からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第13号。</p>
15	(作道庄次郎の借地料について)	<p>作道庄次郎の住所は、射水郡下関村大字下関村413番地。  当初、作道庄次郎に、桜馬場7坪4合6勺5才の土地を貸していた。しかし、M38、坪の変更があり、2坪3合に訂正されている。  1ヶ年の料金は1円49銭3厘。変更後は料金も変わっている。  年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。  証人は、作道兵五郎。  M36.6.12許可。印あり。  M36年度からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第14号。</p>
16	(田中竹次郎の借地料について)	<p>田中竹次郎の住所は、射水郡下関村大字下関村447番地。  当初は田中竹次郎に、桜馬場3坪の土地を貸していたが、M38以降は、1坪5合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は、当初60銭(前半期30銭、後半期30銭)。M38年度以降は30銭(前半期15銭、後半期15銭)。  年期は、M36.4からM41.3の5ヶ年。  証人は、室江庄吉。  M36.6.12許可。印あり。  M36年度からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第15号。</p>
17	(高岡運輸合資会社佐野佐吉の借地料について)	<p>住所は、射水郡下関村大字下関村442番地。  高岡運輸合資会社佐野佐吉に、桜馬場1坪5合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は30銭(前・後半期ともに15銭)。  年期は、M36.4からM41.3までの5ヶ年。  証人は、釣谷又右エ門。  M36.6.15許可。印あり。  M36年度からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第16号。</p>

18	(三村幸太郎の借地料について)	<p>三村幸太郎の住所は、高岡市旅籠町37番地。  三村幸太郎に、桜馬場2坪8合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は56銭(前・後半期ともに28銭)。  年期は、M38.9からM43.9までの5ヶ年。  証人は、三村義平、三村政吉。  M38.9.21に許可。但し青木長次郎借地の分継続なりとある。2-12の土地。参照。  M38年度下半期からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。  市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。M42に返地した。  その後、この土地はM42.6.17に藤本しさが借りている。名前の部分も、朱字で「藤本しさ」と訂正されている。  長期。第17号。</p>
19	(車忠次郎外1名の借地料について)	<p>車忠次郎の住所は、高岡市御旅屋町66番地。  車忠次郎外1名に、桜馬場2坪8合を貸した。  1ヶ年の料金は56銭(前・後半期ともに28銭)。  年期は、M39.10からM44.9の5ヶ年。  M39年度下半期からM41年度までの上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。  市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第18号。</p>
20	(斎藤ハツの借地料について)	<p>斎藤ハツの住所は、高岡市御旅屋町1031番地。  請書によると、4坪4合1勺の土地を貸した。宮野藤兵衛返上地を継続使用している。  1ヶ年の料金は88銭2厘(前・後半期ともに44銭1厘)。  年期は、M40.4からM41.3。  M40・41年度の上半期分、下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。印あり。  長期。第19号。</p>
21	(大坪庄三郎の借地料について)	<p>大坪庄三郎の住所は、高岡市一番町27番地。  大坪庄三郎に、桜馬場5坪8合の土地を貸した。  1ヶ年の料金は1円16銭(前・後半期ともに58銭)。  証人は、大坪竹次郎、大坪与三。  年期は、M41.10からM46.9の5ヶ年。  M41.10.22許可。  M41年度下半期分の借地人からの支払金額と日付が書かれている。市役所にとっては収入なので、支払われたと思われる日付の下に収入などと書かれている。  長期。第20号。</p>
22	(吉倉清太郎の借地料について)	<p>吉倉清太郎の住所は、高岡市旧旅屋門前15番地。  吉倉清太郎に、桜馬場公園5坪の土地を貸した。  1ヶ月の料金は50銭。ただし、1坪につき10銭ずつ。期限はM36.4.1から5.30までの2ヶ月、M36.6から8月までの3ヶ月。  証人は、三村六次郎。  M36.3.25願出、3.27許可。印あり。  料金徴収金額と日付が書かれている。  短期。第1号。</p>